

議案第 5 号

字の区域及び名称を新たに画することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別紙変更調書のとおり字の区域及び名称を新たに画し、同条第 2 項の規定による告示の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域及び名称を新設し、土地の所在を明確にするため。

別紙 変更調書

字の名称		左記の区域に該当する区域			摘要
大字名	小字名	大字名	小字名	地番	
駅前一丁目		松柏		丙804の1、丙804の2、丙805、丙809の1から丙809の4まで、丙810、丙811、丙814の1、丙815の1、丙816、丙817の1、丙817の2、丙819の1、丙819の6、丙819の7、丙820の1、丙820の2、丙820の4、丙821の1、丙821の2、丙821の6、丙837の1から丙837の3まで、丙837の5、丙838の1、丙838の3、丙839の4、丙840の1、丙840の2、丙841の1、丙841の2、丙842の1、丙842の3、丙842の4	これに伴う道路、水路等を含む
神宮通一丁目				822の1、822の2、828、830、831、834、839の2、845、846、849の1、849の3、849の4、850の1、850の3、852の1から852の5まで、882、886の1、886の2、887の1、887の2、889の1から889の3まで、890、891の1、892の2、893、894の1、897の1、898の1、899、900の2、901の1から901の5まで、902、906の1、906の4、906の5、911の1、912、913、914、915の1、1048の2、1058の31、1059の3、1059の4	
神宮通二丁目				598の5から598の14まで、638、768の1、772の1、772の2、773、774、775、776、777の1から777の3まで、781の4、781の5、782の2、783、784の1から784の4まで、785の1から785の5まで、787の1、787の2、791、792の1から792の5まで、792の7、849の2、850の2、851、853、855、856、858の2、859の2、860の1、862、863の1から863の4まで、864の1、864の3、864の5から864の7まで、866、869、870の1、870の2、871、872の1、873の2、874の1、874の2、875の1、875の2、876、877、880の1、880の3、881の1から881の3まで、883の1、883の3、885の2、1065の2、1065の6、1068の2、1068の3	
神宮前				919の2、921の2、922の1、922の2、923の1から923の4まで、923の6、1034の1から1034の7まで、1034の9から1034の12まで、1035の1から1035の3まで、1035の5、1035の6、1035の8、1036の1、1036の2、1037の1、1037の2、1038、1039、1039の2、1040の2、1045の2、1045の3、1046の1から1046の5まで、1047の1、1047の3、1047の4、1047の6から1047の8まで、1048の1、1048の3、1049の3、1050の1、1050の3、1050の4、1052の1、1052の2、1053の3、1054の1から1054の3まで、1055の1から1055の3まで、1056の2、1057の1、1057の2、1057の4から1057の8まで、1058の1から1058の5まで、1058の8から1058の15まで、1058の17、1058の18、1058の20、1058の21、1058の23から1058の30まで、1059の2	
浜田町三丁目				1176の2、1302の3、1302の4、1302の16、1333の2、1333の3、1334の2、1335の1、1335の2、1336の1、1337の3、1338の1から1338の4まで、1338の7、1340の1から1340の4まで、1341の1、1341の2、1342の1、1342の2、1343の1から1343の4まで、1343の7、1343の8、1345の3、1346の1、1346の2、1346の4、1347の2、1352、1353の5、1353の6、1354の2、1355の1から1355の4まで、1355の10、1355の12、1355の13、1355の16、1355の17、1355の22、1355の27から1355の29まで	

別紙 変更調書

字の名称		左記の区域に該当する区域			摘要
大字名	小字名	大字名	小字名	地番	
東矢野町				1065の1、1065の4、1065の7から1065の15まで、1067の1、1067の8から1067の12まで、1220の3、1220の4、1580の1から1580の10まで	これに伴う道路、水路等を含む
		松柏		丙808の2、丙819の2、丙819の3、丙819の5、丙820の3、丙821の3から丙821の5まで、丙821の7から丙821の10まで、丙823の2、丙823の3、丙823の5から丙823の7まで、丙824、丙825の1から丙825の8まで、丙825の11から丙825の16まで、丙827、丙828の1、丙828の3から丙828の9まで、丙829の1から丙829の3まで、丙832の1から丙832の8まで、丙833の2、丙836の3、丙836の4、丙836の6、丙876の2から丙876の4まで、丙876の7から丙876の10まで	
矢野町一丁目				597、598の2、639、640の2、790の1、790の3、794、1067の2、1067の3、1067の5から1067の7まで、1069の1から1069の10まで、1070、1071、1072の1から1072の3まで、1072の5から1072の7まで、1074の1から1074の4まで、1076の2、1077の1、1077の3、1077の6、1077の7、1077の9、1078の1、1078の2、1078の5、1078の7、1079の3、1079の11、1079の12、1079の15、1083の1、1083の5、1083の6、1083の10、1083の12から1083の14まで、1208の4、1212の1から1212の3まで、1213の1から1213の4まで、1214の1から1214の5まで、1215の1、1216の1、1216の2、1216の4、1217の1から1217の7まで、1218の1、1218の2、1219の1から1219の3まで、1220の1、1220の2、1220の6、1220の7、1220の10から1220の16まで、1221の2、1222、1223の1、1223の2、1223の5、1224の1から1224の10まで、1224の12、1224の15から1224の19まで、1224の21、1224の23、1224の25から1224の27まで、1225の1から1225の9まで、1225の11、1226の1から1226の3まで、1226の6から1226の8まで、1227の1から1227の3まで、1227の5から1227の7まで、1228の2から1228の7まで、1229の2	

備考 令和7年2月6日調査

大字新設区域全体図
(令和6年度国土調査完了地区)



